

ディスカッション用 「高校学習指導要領改訂と領土教育」資料

増田都子

「Web 竹島問題研究所」「竹島授業」指導案より

高校日本史における「竹島問題」の取り扱いについて

佐々木 茂 宇佐美 朝士

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-04/index.data/dai3ki-sasaki.usami.pdf

ワークシート（生徒配布用）

() 年 () 組 氏名 ()

◎ 日本の領土問題

地 域	当事国	背 景
北方領土（蘭島群島・色丹島・国後島・択捉島）	日本	第二次世界大戦の処理からソ連が、現在はロシアが占拠している。日本政府は固有の領土であるとして、返還を要求。
	①	
竹 島	日本	1952 年、韓国は李承晩ラインを設定し、その後に占拠、日本は不法占拠に抗議。
	②	

※「尖閣諸島」については、外務省HPによれば、「中国政府及び台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968 年秋に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まつた 1970 年代以降から」であり、日本政府は「日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐって解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場をとっている。

◎ 竹島の領土編入

■ 「近代」以前の「竹島」

- ・日本…古くから竹島の存在を認識。遅くとも 17 世紀半ばには領有権を確立
- ・韓国…15 世紀以降成立した文献等にある「于山島」。6 世紀から新羅の領土

■ 領土編入（1905 年）の経緯

- ・資料「領土編入并ニ貸下願」は誰がどのような目的で提出したものか

誰 か	
どのような目的か	

- ・資料「農商務・内務・外務 3 省等の高官等」の助言はどのようなものか

農商務省	
海 軍	
内務省	
外務省	

■ 島根県による行政措置

・1905（明治38）年：閣議決定

・同年③月④日：島根県告示第四十号により竹島は島根県に編入

・近代の④上の領土取得に関する要件を満たす「領土編入措置」

→ 領土編入措置は秘密裏に行われていない

→ 「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という歴史認識は確認できない

◎ 編入後の「竹島」

■ 島根県による行政措置

・竹島に対する日本の⑤が続く

■ 韓国側の反応

・1906年：韓国側史料で初めて“独島”的名が使われる

・大韓帝國政府は⑥

◎第二次世界大戦後の竹島の扱い

■ 条約（1951年）

・韓国は、⑧に竹島（独島）を含めるよう要請

→ アメリカは、「竹島は朝鮮に含まれない」と回答（いわゆる「ラスク書簡」）

評価

本時の評価の観点	十分満足できると判断される生徒の具体例	おおむね満足できると判断される生徒の具体例	支援を必要とする生徒への指導の手立て
技能	配付した資・史料から竹島の領土編入についての情報だけでなく、韓国の主張の矛盾点についても正確に読み取っている。	配付した資・史料から竹島の領土編入についての情報を正確に読み取っている。	配付した資・史料を読むように促す。
知識・理解	竹島の領土編入が国際法に則ったものであったことと歴史認識と切り離して考えなければならない問題であることを理解し、正確に知識を身に付けていることに加え、韓国の主張の矛盾点についても理解している。	竹島の領土編入が国際法に則ったものであったことと歴史認識と切り離して考えなければならない問題であることを理解し、正確に知識を身に付けている。	配付した資・史料を読み、それを正しく理解できるように促す。

(4) 島根県による行政措置について (『竹島問題100問100答』 P52～P55)

- 1905(明治38)年2月22日： 「島根県告示第四十号」で竹島の名称と所属について公示
： 「島根県庶第十一号」で隠岐島府に対して管轄すべき旨を指令
- 4月14日： 「島根県令第十八号」で「漁業取締規則」を改正しアシカ漁業を許可漁業とする
- 5月： 竹島の面積について隠岐島府からの上申を受け、その内容を「官有地台帳」に記載
- ： 隠岐島司・東文輔、「竹島付近島根県実測図」を作成し、県に提出
- 7月： 海軍が竹島に仮設望楼を建設
- 8月： 松永武吉・島根県知事と随行員3名が竹島を視察
- 1906(明治39)年3月1日： 「島根県令第八号」で「県税賦課規則」を改正し、新たにアシカ漁の税高を定めて税目に加える。その後も終戦まで、「海驥漁業許可」を継続して付与
- 3月： 漁業、農事、衛生、測量等の専門家など45名からなる調査団が竹島の調査を実施
- 4月： 竹島漁獵合資会社(代表社員・中井養三郎)が島根県に「官有地借用願」を提出し、許可される
- 8月： 『明治三十七年島根県統計書』の「島根県全図」に、竹島が描かれる(縮尺3万8千分の1)
- 1906(明治39)年～
- 1941(昭和16)年～
- 1941～1945年3月末
- 1945(昭和20)年11月1日：
- 竹島全島を官有地としてアシカ漁業者に貸与し、使用料を納付させた
- 竹島は海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継がれる
- 隠岐・五箇村の八幡長四郎に対して、竹島の海軍用地の使用を許可し、使用料は県所管当時と同額
- 海軍省から大蔵省の所管に移行され、現在は「国有財産台帳」に「竹島防禦区」として登載

* * * * *

●2022年度から実施の改訂版学習指導要領

史上最低、最悪の改訂！？

2020年に「アベ日本会議憲法」ができた、ということを前提にしているとしか考えられない内容!?

単なる行政文書であるはずなのに、法律であるかの如く、**2006年第一次アベ内閣によって改悪された教基法第2条の「教育の目標」**を入れた「前文」をつける。「学習指導要領=大綱的基準」のはずが…

06年アベ教基法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、**平和で民主的な国家及び社会の形成者**として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた**我が国**と**郷土を愛する**とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する**態度を養うこと。**

第1章 総則 第1款 高等学校**教育の基本**と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す**主体的・対話的で深い学びの実現**に向けた授業改善

(2) **道徳教育**や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊な心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、**各教科に属する科目**（以下「各教科・科目」という。）、**総合的な探究の時間及び特別活動**（以下「各教科・科目等」とのそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育を進めるに当たっては…豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた**我が国**と**郷土を愛し…**

3 **2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現**を図り…生きる力を育むことを目指すに当たっては…どのような**資質・能力の育成**を目指すのかを明確にしながら…次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) **知識及び技能**が習得されるようにすること。
- (2) **思考力、判断力、表現力**等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、**人間性**等を涵養すること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

1 各学校においては…**道徳教育の全体計画を作成**し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「**道徳教育推進教師**」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。…

公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が…中核的な指導の場面であることに配慮する

○地理歴史科…地理総合(必)、地理探求、歴史総合(必)、日本史探究、世界史探究

○公民科 …公共(必)、倫理、政治経済

第2節 地理歴史

第1款目標

- (3) 地理や歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、**多面的・多角的な考察**や深い理解を通して涵養される**日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情**、他国や他の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

第2款各科目

第1 地理総合

1 目標

- (3) 地理に関わる諸事象について…**日本国民としての自覚、我が国の国土に対する愛情…を深める。**

3 内容の取扱い

「日本の位置と領域」については…日本の領域をめぐる問題にも触れること。また…**竹島や北方領土が我が国の固有の領土**であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。**その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。**

第2 地理探求

1 目標

- (3) 地理に関わる諸事象について…**日本国民としての自覚、我が国の国土に対する愛情…を深める。**

3 内容の取扱い

「**領土問題の現状や要因、解決に向けた取組**」については、それを扱う際に日本の領土問題にも触れること。また…**竹島や北方領土が我が国の固有の領土**であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。**その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。**

第3 歴史総合(※新教科=世界史と日本史を融合した近現代史だが…)

1 目標

- (3) **近現代の歴史の変化**に関わる諸事象について…**日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情…を深める。**

2 内容

B 近代化と私たち

(3) 国民国家と明治維新

ア次のような知識を身に付けること。

(ア) 18世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向、**日本の明治維新や大日本帝国憲法の制定**などを基に、立憲体制と国民国家の形成を理解すること。**↔自由民権運動が無い**

(イ) 列強の進出と植民地の形成、**日清・日露戦争などを基に、列強の帝国主義政策とアジア諸国の変容**を理解すること。**↔朝鮮半島植民地化が無い**

C 國際秩序の変化や大衆化と私たち（第一次・第二次大戦を扱うが、**日本の侵略戦争の項目は無い**）

身に付ける知識として「戦後改革と日本国憲法の制定」という言葉はあるが、その意義については無い

D グローバル化と私たち

3 内容の取扱い

富国強兵や大日本帝国憲法の制定など日本近代化への諸政策については、この時期に日本の立憲國家としての基礎が形成されたことや、それらと欧米諸国の諸政策を比較するなどして近代国家として日本の国際的地位を欧米諸国と対等に引き上げようとするものであったことに気付くようにすること。また、日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

第4 日本史探究

1 目標

(3) 我が國の歴史の展開に関わる諸事象について…**日本国民としての自覚、我が國の歴史に対する愛情…を深める。**

2 内容

身に付ける知識として「明治維新、**自由民権運動、大日本帝国憲法の制定**、条約改正、日清・日露戦争、第一次世界大戦、社会運動の動向、政党政治などを基に、立憲体制への移行、国民国家の形成、アジアや欧米諸国との関係の変容を理解すること。」**↔朝鮮半島植民地化が無い、日本の侵略戦争は無い**

3 内容の取扱い

明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。

第5 世界史探究（この教科には『竹島・北方領土・尖閣』は無い）

1 目標

(3) **世界の歴史の大きな枠組みと展開**に関わる諸事象について…**日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情…を深める。**

第3節公民

第1款目標

(3) よりよい社会の実現を視野に…**国民主権を担う公民**として、**自國を愛し、その平和と繁栄を図ること…などを深める。**

第2款各科目

第1 公共(新教科=「現代社会」を廃止)

1 目標

(3) よりよい社会の実現を視野に…**公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることや…についての自覚などを深める。**

⇒現在の学習指導要領下の「現代社会」の目標は

「**人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて**、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」

2 内容

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

ア次のような知識を身に付けること。

(ウ) **人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など**、公共的な空間における基本的原理について理解すること

⇒「**現代社会**」の「**内容**」では

イ現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、**民主政治における個人と国家について考察**させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

(7)…**憲法の下**, 適正な手続きに則り, 法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に**調整**し,
個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され, 社会の秩序が
形成, 維持されていくことについて理解すること。

(イ) 政治参加と公正な世論の形成, 地方自治, **国家主権、領土（領海、領空を含む。）**, **我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割**などに関わる現実社会の事柄や課題を基
に, よりよい社会は, **憲法の下**, 個人が議論に参加し, 意見や利害の対立状況を**調整して合意を形成**
することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

3 内容の取扱い

(3)については, 指導のねらいを明確にした上で, **日本国憲法との関わりに留意**して指導すること。

「**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**」については関連させて取り扱い, 我が国が, **固有の領土である竹島や北方領土**に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや, **尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないこと**などを取り上げること。「**国家主権、領土（領海、領空を含む。）**」及び「**我が国の安全保障と防衛**」については, 国際法と関連させて取り扱うこと。

第2 節理

1 目標 (愛国心条項なし→「内容・内容の取り扱い」に領土条項なし)

第3 政治・経済…日本国憲法そのものについての学習は無し!?

1 目標

(3) よりよい社会の実現のために…**国民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ること**や、我が国及び国際社会において**国家及び社会の形成に、より積極的な役割を果たそうとする自覚などを深める。**

2 内容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

イ次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(ウ)

B グローバル化する国際社会の諸課題

(1) 現代の国際政治・経済

国際平和と人類の福祉に寄与しようとする自覚を深めることに向けて、個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目…

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 国際社会の変遷、人権、国家主権、領土(領海、領空を含む。)などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

3 内容の取扱い

ウ 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(イ) (1)のアの(ア)については、日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構に関する小・中学校社科及び「公共」の学習との関連性に留意して指導すること。

エ内容のBについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(イ) (1)のアの(ア)の「国家主権、領土(領海、領空を含む。)などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

1976年5月21日 旭川学テ最高裁判決

子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されない

●自民党公式 HP に掲載された教師密告フォーム

学校現場における主権者教育が重要な意味を持つ中、偏向した教育が行われることで、生徒の多面的多角的な視点を失わせてしまう恐れがあり、高校等で行われる模擬投票等で意図的に政治色の強い偏向教育を行うことで、特定のイデオロギーに染まった結論が導き出されることをわが党は危惧しております。

そこで、この度、学校教育における政治的中立性についての実態調査を実施することいたしました。皆さまのご協力をお願いいたします。

姓※

名※

フリガナ※

性別※

男性 女性

年齢※

選択してください ▼

職業※

勤務先・学校名(教職員の場合のみ)※

※以下、政治的中立を逸脱するような不適切な事例を具体的(いつ、どこで、だれが、何を、どのように)に記入してください。

政治的中立を逸脱する
ような不適切な事例※

Web 竹島問題研究所のワークシート解答例

① ロシア

■ 領土編入（1905年）の経緯・資料

「領土編入ニ貸下願」は誰がどのような目的で提出したものか

中井義三郎という漁業経営者

どのような目的か

竹島の所属を明確にしてアシカ獵の独占権を確保したい

資料「農商務・内務・外務3省等の高官等」の助言はどのようなものか

農商務省 **まず海軍水路部に、所属を確かめたほうがよい**

海軍 **朝鮮が領有をしている様子はなく、日本人がすでに經營をしているのであれば、当然 日本領に編入すべき**

内務省 **日露戦争の最中であり、今は領土編入する時期ではない**

外務省 **領土編入をすることは大いに利益がある**

③ 2月 22日

④ 國際法

の⑤ 実効支配

⑥ 抗議をしなかった

⑦ サンフランシスコ平和 条約

⑧ 日本が放棄すべき地域